

6. 公営住宅などを整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 まちなか居住の推進の必要性

① 現状分析

本市市全域では、人口は減少傾向にあるが、中心市街地の人口は増加傾向ある。民間事業者によるマンション建設の動向も確認されていることから、マンション供給に伴う市内外からの中心市街地への住み替えなど、まちなか居住の推進に向けた取組は一定の効果がみられる。

② 街なかの居住の推進の必要性

今後、人口減少を前提とした社会の中で、中心市街地が持続・発展し、多くの人で賑わうためには、継続した住宅供給を図ることで、まちなかの居住人口を増やし、維持していく必要がある。また、まちなかでの快適で安全・安心な暮らしを支えるための生活環境の整備や子育てに対する支援など、多様な居住ニーズへの対応を図ることも、まちなか居住を維持・拡大する上で必要である。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 6-1 【事業名】 都市計画道路砂山寺島線整備事業/ (3) 【再掲】

【事業実施時期】	令和5年度～
【実施主体】	浜松市（道路企画課）
【事業内容】	都市計画道路砂山寺島線は、浜松駅南部に位置する幹線道路である。本路線はJR浜松駅に近接し、浜松駅へアクセスする車両が多い区間であるが、現況の交差点に右折車線が無く、渋滞が著しい箇所であるため、道路の拡幅を実施することにより、交通の整流化を図るものである。 また、駅や商業施設を利用する歩行者及び自転車が多く通行する道路であるため、歩道の設置を実施することにより、交通安全の確保を図るものである。 さらに、沿線に電柱が立ち並んでおり、災害時における電柱倒壊により、緊急

		車両等の通行に支障をきたす恐れがある。このため、無電柱化を実施することにより、災害時における避難経路の確保を図るものである。	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	道路の拡幅や無電柱化を実施することは誰もが快適に移動・回遊しやすい暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、まちなかへの来街の増加に資する。		
【支援措置名】	無電柱化推進計画事業費補助		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	国土交通省

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】6-2【事業名】砂山東交差点の歩行者交通対策/（4）【再掲】

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	浜松市（道路企画課）		
【事業内容】	砂山東交差点南東に位置する旧高砂小学校跡地は、常葉大学浜松キャンパス用地として、令和 7 年 1 月 8 日に学校法人常葉大学と浜松市の契約が締結され、令和 10 年 4 月の開設を予定。これに伴い、公共交通を利用した学生が砂山東交差点に集中し、特に午前 8 時～9 時頃(1 限 9 時)の混雑が予想される。このため、砂山東交差点における歩行者の円滑な処理に向け、必要な調査分析を実施や関係機関と協議を実施。 令和 7 年度から学生向けアンケートや交通影響シミュレーションを実施し、その後関係者との協議を実施、令和 9 年度頃の導入を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	民間投資の促進によるエリア価値向上、滞在空間の快適性の向上		
【目標指標】	低未利用地面積		
【活性化に資する理由】	当事業を実施することにより誰もが快適に移動・回遊しやすい暮らしやすい都心生活空間の創出や安心・安全な生活空間の形成に繋がり、多世代の市民が暮らしやすいまちに資するまちなかへの来街の増加に資する。		
【支援措置名】	-		
【支援措置実施時期】	-	【支援主体】	-